

那覇市頑張るマチグワー支援事業補助金交付要領

平成 27 年 6 月 9 日
(経済観光部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、那覇市頑張るマチグワー等支援基金事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事業に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号）及び交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第 2 条 本市の中心市街地の核ともいえるマチグワーは戦後、まちの活力として地域経済の発展に大きく貢献してきた。しかし、近年では、都市機能の拡散、自動車化の進展、大型商業施設の増加、高齢化の進展等、マチグワーを取り巻く社会環境は大きく変わりつつあり、地域住民のマチグワー離れが懸念される。中心商店街の衰退は、市全域及び周辺市町村へも多大な影響を与えることから、対象団体の自主的な活動を支援することにより、中心商店街の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「任意の商店街及び通り会」とは、小売業又はサービス業を営む者の店舗が概ね 10 店舗以上近接して商業街区を形成し、構成員の半数以上が小売業にて組織される団体をいう。

(補助金の対象団体)

第 4 条 補助金の対象となる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、任意の商店街及び通り会のうち、次の要件をすべて満たす団体

- ア 中心商店街に活動の拠点があること
- イ 対象となる団体は 5 名以上の構成員を擁する団体であること
- ウ 中心商店街の活性化に資する活動実績が原則 1 年以上あること
- エ 団体の規約を有し、代表者及び所在地が明らかであること
- オ 会計経理が明確であること

- (2) 前号の要件を満たす団体が主体となって組織する実行委員会等

- 2 前項の規定にかかわらず、那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係にある団体等は対象としない。

(補助対象事業)

第 5 条 補助の対象となる事業は、次に掲げるテーマに沿って実施される事業とする。

- (1) 地元客を引き付ける魅力ある商店街・街づくり
- (2) 地元客と観光客の交流を促進しにぎわいを創出する商店街・街づくり
- (3) 高齢者や障がい者にやさしい商店街・街づくり
- (4) 子供にやさしい商店街・街づくり
- (5) 地域や歴史にちなんだ商店街・街づくり
- (6) 安全安心な商店街・街づくり
- (7) 地域連帯を強化促進する商店街・街づくり

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 政治又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 那覇市の各種基本計画等と整合性を欠く事業

(補助金交付内容)

第 6 条 補助金の交付内容については、以下のとおりとする。

- (1) 補助金交付概要は別表 1 のとおりとする。なお、概算払を申請する場合は経費にかかる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (2) 経費区分は別表 2 のとおりとする。
- (3) 別表 2 の 6 役務費の広告宣伝料については事業費総額の 10%以内とする。
- (4) 別表 2 の 7 委託料については事業費総額の 50%以内とする。ただし、補助メニュー 3 及び 4 は除く。
- (5) イベントに伴う協賛金や出店料、広告料他収入については、補助事業者の自己負担額に充当する。その収入が自己負担額を上回る場合は補助金額を減額する。
- (6) 経費の支払上限額は別表 3 のとおりとする。
- (7) 事業実施期間は交付決定の日から翌年 1 月末日までとする。
- (8) 実績報告期限は事業完了日から 20 日以内又は翌年 2 月末日までのいずれか早い日とする。
- (9) 市長は適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

付 則

この要領は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年 5 月 9 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

別表1 補助金交付概要（第6条関係）

補助メニュー		補助事業内容	補助率	補助額	概算払い限度額	対象経費	備考
1	マチグワー基盤整備支援事業	補助対象団体の課題解決に向けた基盤整備に係る初期投資等	補助対象 経費の 4/5 以内	(上限) 500万円 (下限) 30万円 防犯カメラ、保安灯の設置は上限30万円とする。	交付決定額 100万円以上が対象。50%以内。	商店街の環境整備や公衆の利便性向上につながる設備、機器、備品等に係る経費	✓ 1団体1事業まで。
2	商店街イベント等開催事業	商店街の集客を目的としたイベント等		(上限) 新規 100万円 2回目以降、 その他 30万円	対象経費 別表2に掲げる項目	ただし、個店の資産形成にかかる経費、構成員の人事費、飲食にかかる経費、商店街の管理運営にかかる経費は対象外	✓ メニュー2～5について ・1団体3事業まで。 組み合わせは自由
3	特色ある商店街推進事業	計画策定、研修会、人材育成、講師招聘等		(上限) 30万円			✓ メニュー2について ・30万円を超える新規事業は、次年度以降継続実施できる見込みのもので、1団体あたり1事業まで。
4	商店街魅力発信事業	ホームページ構築、マップ、情報誌制作等		(上限) 新規 30万円 一部変更、増刷の場合 10万円			・継続事業で申請できるのは2事業まで。（同日開催、連日開催は2事業とはみなさない。）
5	安全安心な商店街づくり支援事業	商店街の安全・安心のための活動等		(上限) 20万円	概算払い 対象外	安全安心のためのソフト事業に係る経費 例：防犯パトロール活動等に係る経費（ビブス・腕章・懐中電灯などの消耗品、立看板や横断幕、ポスター作成に係る経費）	✓ メニュー5について ・防犯パトロール活動は、商店街を含む近隣地域を定期的に巡回するもの。 ・活動中の事故等に係る傷害保険の経費は対象外。

※補助メニュー1の当該基金で整備した設備・備品等については、設置後（翌年度起算）法定耐用年数満了まで継続活用するものとする。

※補助メニュー1については書類審査及びプレゼンテーション、補助メニュー2～5については原則書類審査（必要に応じてプレゼンテーション審査を加える）

別表2 補助対象経費

交付の対象となる経費区分		
大項目	小項目	説明
1 共済費	雇用保険料	事業期間中に新たに雇用する労務者に係る補助事業者負担分の雇用保険料等に係る経費
	社会保険料	事業期間中に新たに雇用する労務者に係る補助事業者負担分の社会保険料等に係る経費
2 賃金	賃金	事業期間中に新たに雇用する労務者の賃金、短期・臨時のアルバイト賃金等に係る経費
3 報償費	報奨金 (謝礼金)	講師・司会・出演者等に対する謝礼金等に係る経費
4 旅費	旅費	国内旅費で、講師等の招聘に係る旅費、補助事業者の旅費、必要最小限の人数で実施する視察研修等の旅費（車賃、船賃、航空賃、宿泊料等）に係る経費
5 需用費	消耗品費	単価10,000円以下の事務用品及びイベント時に使用する消耗品、単価500円以下の記念品及び宣伝用物品等の購入に係る経費
	印刷製本費	ポスター・チラシ類、調査等の報告書、抽選券、会議用資料等の印刷に係る経費
	光熱水費及び燃料費	電気使用料、水道使用料、ガス使用料等に係る経費
6 役務費	通信運搬費	切手代、宅配便、インターネット回線代（プロバイダー含む）等に係る経費
	手数料	事務取扱手数料、証紙売りさばき手数料、送金料、クリーニング代等に係る経費
	保険料	損害保険、イベント保険等に係る経費
	広告宣伝料	テレビ、ラジオ、新聞、案内看板、のぼり、周知を主たる目的としたホームページ制作等に係る経費（総事業費の10%以内）

7 委託料		写真撮影・編集等の記録業務、警備業務、イベント等の会場設営作業、ホームページ構築・マップ制作等、調査作業等、補助事業者から他の事業者へ業務や作業等を委託する場合に係る経費（総事業費の50%以内。ただし補助メニュー3、4は除く。）
8 使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	イベント会場、車両、駐車場、著作権、機材、装飾品等の使用及び貸借に係る経費
9 工事請負費	工事請負費	工作物等の製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除去の工事等に要するもので、「工事請負契約」によって支払われることとなる経費
10 原材料費	原材料費	工事、生産、工作のために消耗される材料（樹木、植木等を含む。）に係る経費
11 備品購入費	備品購入費	消耗品、原材料である物品を除いた物品の購入に係る経費
12 その他経費		上記以外、補助事業を効率的かつ効果的に執行するために必要な経費で市長が認めるもの
<p>【備考】</p> <p>1 次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人個店の資産形成に係る経費 ・支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費 ・交際費（贈呈経費、懇親会費等）、食糧費（食事、茶菓子、飲料、材料等）に該当する経費 ・既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている事業に関する経費 ・補助事業の実施期間外に要した経費 ・商店街等の管理運営に係る経費 <p>2 地域経済の活性化を図るため、市内業者への優先発注に努めること。</p> <p>3 1件で5万円を超える経費については、原則市内業者2社以上から見積書を徴すること。</p>		

別表3 経費支払上限額

(1) 講師謝礼金支払上限額

区分		金額（時給）
県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、企業・団体の役員	8,000円
	その他の大学の職員	7,000円
	国の補佐・専門官、その他	5,000円
県内	職業的講師	10,000円
	大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000円
	大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、企業・団体の役員	4,000円
	その他の大学の職員	3,500円
	その他	3,000円

【備考】

- 上記により難い場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。

(2) 司会又は出演者謝礼金支払上限額

区分		金額（1日）
県外	職業としている人物又は1団体あたり	300,000円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は1団体あたり	100,000円
県内	職業としている人物又は1団体あたり	100,000円
	職業ではなく趣味として愛好する人物又は1団体あたり	30,000円

【備考】

- 上記により難い場合及び「職業としている人物又は団体」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。
- 謝礼には交通費その他滞在に係る一切の経費を含む。

(3) 賃金支払上限額

区分		金額（時給）
短期アルバイト（1人あたり／1日8時間を上限）		1,000円
【備考】		
<ul style="list-style-type: none"> 上記により難い場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。 賃金には交通費その他業務の従事に係る一切の経費を含む。 		